

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和元年10月18日(金) 10時00分～10時50分
3. 場所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、

小野主任監視指導官、比企主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 保全計画課長 他6名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所4号機蒸気発生伝熱管の損傷に係る発電用原子炉施設故障等報告書の提出があり、形式要件が整っているか等の確認を行った結果、特に問題は認められなかったことから、10時27分に報告書を受理した。

また、関西電力から、当該報告書の内容について以下の説明があった。

- 今回の定期検査期間中において3台(A～C系)ある蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管の渦流探傷試験を実施した結果、A-SGから1本、B-SGから1本、C-SGから3本の伝熱管から外面からの減肉とみられる有意な信号指示が確認されたが、それらの深さは伝熱管の肉厚(1.3mm)の約40～60%であった。
- また、前回の定期検査期間中における渦流探傷試験では、当該伝熱管の同一箇所から信号指示は確認されなかった。
- 現在、当該伝熱管の外観等を確認するため、小型カメラによる調査等の作業を実施しているところであり、その結果を踏まえ、原因と対策を取りまとめる。

- (2) 原子力規制庁より、原因と対策について報告を受け次第直ちにその内容について確認していくことを伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設故障等報告書

<http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/00000171.html>